

那福ち第 112 号
令和 7 年 4 月 28 日

関係機関各位

那覇市福祉部
ちゃーがんじゅう課長

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業
自立支援加算の創設について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、介護保険制度についてのご理解、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、那覇市地域包括ケアシステムの目指す姿である「主体的な行動による自立生活の実現」の取り組みを推進するため、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型・訪問型サービス・活動C」利用者の「自立生活を目指す高齢者の意向に寄り添った支援」及び「セルフマネジメントの取組支援」に対して、下記のとおり本市独自の加算として「自立支援加算」を創設いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自立支援加算の概要

自立生活に向けて、機能改善を目指し、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型・訪問型サービス・活動C」を利用している高齢者が、当該サービス終了時に、訪問型従前相当及び通所型従前相当サービス以外の第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業、地域の通いの場等の活動へ移行した場合において、利用者1人につき1回を限度として算定できるものとします。

2. 加算の対象

令和7年4月1日以降、「通所型・訪問型サービス・活動C」を利用時に「介護予防ケアマネジメントB」を実施した者で、当該サービス終了時に、訪問型従前相当及び通所型従前相当サービス以外の第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業、地域の通いの場等の活動へ移行した者。

※令和7年4月1日以前において、「介護予防ケアマネジメントA」を実施し

た者については、加算の対象にはなりません。

3. 加算単位

528 単位

4. ちゃーがんじゅう手帳（介護予防手帳）の活用について

訪問型従前相当及び通所型従前相当サービス以外の第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業、地域の通いの場等の活動へ移行にあたっては、自立生活の取り組みとして、ちゃーがんじゅう手帳（介護予防手帳）を活用したセルフマネジメントの支援を併せてお願いいたします。

お問い合わせ先

那覇市ちゃーがんじゅう課 包括支援グループ

T E L : 862-9010 / F A X : 862-9648